

令和7年度

第2回

加東市青少年センター
運 営 協 議 会

日時 令和7年12月25日（木）

午後1時30分～

場所 加東市役所3階 302会議室



加東市マスコット 加東伝の助

加東市青少年センター

令和7年度 加東市青少年センター運営協議会委員名簿

任期 令和8年3月31日まで

	所 属 等	職 名 等	氏 名
1	加 東 市 教 育 委 員 会	教 育 長	藤 原 路 寛
2	加 東 市 区 長 会	社 地 域 代 表	簗 田 孝 広
3	加 東 市 区 長 会	滝 野 地 域 代 表	藤 川 憲 二
4	加 東 市 区 長 会	東 条 地 域 代 表	藤 原 由 成
5	加東市民生児童委員連合会	副 会 長	神 戸 三 男
6	加 東 警 察 署	刑事生活安全課長	河 島 政 典
7	加 東 防 犯 協 会	副 会 長	大 杉 和 夫
8	加 東 市 校 長 会	代 表 校 長 (社会学園中学校長)	平 川 真 也
9	兵 庫 県 立 社 高 等 学 校	校 長	橋 本 智 穂
10	兵庫教育大学附属中学校	校 長	長 見 元 雄
11	小野・加東保護区保護司会	代 表	田 中 律 子
12	加 東 市 子 ど も 会 会 育 成 連 絡 協 議 会	代 表	松 本 敏 夫
13	加 東 市 連 合 婦 人 会	理 事	山 本 い ず み
14	加東市青少年補導委員会	会 長	橋 本 良 明

【事務局】

加東市青少年センター	所 長	花 田 和 典
同	事務補助	田 之 上 明 光

令和7年度 第2回加東市青少年センター運営協議会次第

日時：令和7年12月25日（木）

午後1時30分から

場所：加東市役所302会議室

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 開会あいさつ | 会長 |
| 2 | 協議事項 | |
| | (1) 令和7年度上半期の事業報告について | |
| | ① 運営と活動の概要報告 | P1 |
| | ② 事業経過報告 | P4 |
| | ③ 青少年補導委員の活動状況等 | P5 |
| | ④ 市内の事案発生状況等 | P7 |
| | (2) その他 | |
| 3 | 情報交換・意見交換 | |
| 4 | 閉会 | |

令和7年度上半期 運営と活動の概要報告

加東市青少年センター

1 運営の指針

青少年補導に関する諸活動を総合的、計画的に実践し、関係機関との連携・調整を密にしながら、児童生徒の安全と青少年の健全育成を図っています。

2 活動の方針

街頭補導活動、相談活動並びに青少年を取り巻く有害環境の浄化活動等の諸活動を的確に推進し、地域の子どもの安全確保と非行の早期発見、早期解決並びに再発防止に努めています。

3 具体的な活動結果

(1) 非行の未然防止

ア 補導活動

青少年補導委員会の各支部、班単位での定期的な夜間補導活動を支援するとともに、まつりやおどりといった催し物会場周辺における特別補導を補導委員と連携して行いました。

青少年補導委員は定例の補導活動以外にも、日常生活を通じた「ながら見守り活動」を行っており、非行の未然防止に努めています。

なお、青少年補導委員がマイカーで「ながら見守り」をする際には、青少年補導委員ということが一目でわかるよう、車に貼付するマグネットシートを作成し活用しています。

イ 学校・警察連絡会議の開催

7月15日（火）に、加東市内の中学校・義務教育学校生徒指導担当教師、スクールソーシャルワーカー、加東警察署少年担当警察官、加東市教育委員会、青少年センターによる学校・警察連絡会議を開催し、学校と警察、教育委員会の情報共有と連携強化を図りました。

(2) 子どもへの安全活動

児童生徒の登下校時の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを強化しており、特に、「下校時パトロール」をできるだけ多く実施しています。

また、不審者情報や重大交通事故があった場所、地域や学校からパトロール強化要望があった場所、「登校時」「始業式」「終業式」のパトロールも随時おこなうとともに、地域の見守り隊の方との連携にも努めています。

巡回パトロールの際は、各小学校の職員室に立ち寄り、教頭等と面談して情報交換等、学校との連携強化を図っています。

(3) 安全情報の共有化

児童生徒に対する「声かけ」「無断撮影」等の事案に対応し、この種事案への警戒、再発防止のため、兵庫県警ひょうご防犯ネットや学校からの通報で認知した際は、その都度各学校、こども園へファックス等で速報しています。

また、学校からの不審者事案等の発生報告に際し、情報の収集や加東警察署

等の関係機関への通報等を実施して、情報交換や連携にも努めています。

更に、加東警察署が毎月作成する交通安全情報や市内の交通事故発生状況、サイバー犯罪に関する防犯情報を各学校に配布し、教職員間での回覧、児童生徒への指導により交通事故、サイバー犯罪被害の未然防止にも努めています。

(4) 防犯訓練・防犯教室の実施

児童生徒の登下校の防犯意識向上と教職員の不審者対応力向上を図るため、本年度も加東警察署の協力のもと防犯訓練に取り組んでいます。

訓練の内容は、校内に不審者が侵入した際の対応と、登下校中に不審者に声を掛けられ、「こども 110 番の家」に助けを求める内容のどちらかを行っており、教職員へは防犯に関する知識や能力の習得、児童への的確な指示や避難誘導の方法、「県警ホットライン」への通報訓練やさす股の取り扱い方などの訓練と、児童へは登下校中等の不審者対応についての合言葉「いか・の・お・す・し」（別添：「防犯ニュース」参照）を覚えること、声かけ事案への対応や「こども 110 番の家」に駆けこんだ際の対応など、被害にあわないための指導を警察官と協働して行っています。

なお、本年度は初めて、社児童館でも不審者対応訓練を実施しました。

(5) 相談活動の充実

学校や保護者等からのいじめ、児童虐待、生徒指導上の問題等への相談の対応に努めるとともに、市福祉総務課・加東警察署・播磨東教育事務所学校問題サポートチーム等関係機関との連絡調整にも努めています。

(6) 有害な環境や情報から青少年を守る活動への取組強化

ア 有害環境実態調査について

青少年健全育成強化月間の取組の一環として、青少年の健全な成長に悪影響を及ぼすおそれのある有害環境の実態調査等を、北播磨県民局、青少年補導委員会と連携して実施しています。

イ 加東市ネット見守り隊

平成 22 年 7 月に学校教育課主導のもと「加東市ネット見守り隊」が結成され、兵庫教育大学社会連携センター、加東警察署、兵庫教育大学附属小中学校を含む市内全学校で「ネット見守り隊」を立ち上げ、青少年センターが事務局を行っています。

平成 24 年度からは、県立社高等学校が「加東市ネット見守り隊」に加入されたことにより、連絡会や研修会での各校の取組の報告や情報交換等を通して、ネット見守り活動がより連携して取り組めるようになりました。

本年度は、6 月 20 日（金）に第 1 回加東市ネット見守り隊の連絡会をリモート形式で行ったほか、7 月 18 日（金）には研修会を実施しました。

来年 3 月には、第 2 回の連絡会を予定しています。

更に、毎月 1 回、サイバーパトロールを依頼している特別監視員と情報交換会を行い、そこで得た最新の情報を各学校に連絡して児童生徒の指導に反映させています。

各学校においても、児童生徒や保護者等への学習会や研修会を順次、実施しており、子どもたちをパソコンやスマートフォン、ゲーム機によるインターネット、SNS 等による犯罪やネットトラブルから守り、また、自ら悪用するこ

とのないよう研修に努めています。

また、引き続き「加東市ネット見守り隊」と記載した啓発用のぼり旗の設置を、関係する施設に依頼して、広報啓発に努めています。

ウ 啓発活動

毎年、北播磨補導委員会連絡協議会の統一補導活動として、青少年補導委員会と連携して、量販店の店先において万引き防止等のチラシを配布する街頭啓発活動を行っており、7月12日（土）に第1回目の活動を、12月6日（土）に第2回目の活動を市内の量販店3か所において行いました。

また、例年どおり10月末に、青少年センター機関紙「育（はぐくみ）」（別添：広報「育（はぐくみ）46号」参照）を市内全戸や関係機関に配布するなど広報啓発活動に取り組みました。

(7) 青少年補導委員の活動能力向上

10月24日（金）に、兵庫県青少年補導センター連絡協議会・兵庫県青少年補導委員会連合会合同の研修会が三木市で行われました。また、11月29日（土）には北播磨補導委員連絡協議会の研修会が、加東市の主催で社公民館において開催され、多数の補導委員が受講しました。

7月18日（金）にはネット研修会を受講したほか、来年2月にも青少年補導委員を対象とした研修会を実施する予定です。

更に、役員会（班長会）、支部会において青少年センター職員のワンポイント講習を行っているほか、加東警察署が作成した少年非行の現状や交通事故、犯罪被害発生状況等の資料を定期的に青少年補導委員に配布し、加東市内の最新の防犯・交通安全情報を知ることにより現場での活動に反映させています。

(8) 兵庫県少年補導センター連絡協議会・北播青少年本部・北播磨補導委員連絡協議会との連携

兵庫県少年補導センター連絡協議会の理事として、県内各青少年センターと連携を図るとともに、北播青少年本部の構成員として関係機関、団体との連携を図っています。

また、北播磨補導委員連絡協議会の理事として、北播磨各市町の青少年センター、青少年補導委員と連携した活動を行っています。

(9) その他

夏季における河川等での水難事故を防止するため、本年度も河川の重点パトロールを実施しました。

令和7年度 加東市青少年センター事業経過

	月 日	事 業 名	場 所	内 容
会 議 関 係	4月10日（木）	加東市青少年補導委員会総会・支部連絡会	社公民館	前年度事業報告、本年度の活動方針等
	5月8日（木）	第1回 加東市青少年補導委員会役員会	社公民館	本年度の具体的な活動、当面の問題等
	7月10日（木）	第2回 加東市青少年補導委員会役員会	社公民館	北播磨統一補導、市夏祭り補導、当面の問題等
	9月11日（木）	第3回 加東市青少年補導委員会役員会	社公民館	合同研修会、当面の問題等
	11月13日（木）	第4回 加東市青少年補導委員会役員会	社公民館	北播磨統一活動、環境実態調査、当面の問題等
	8年3月12日（木）	第5回 加東市青少年補導委員会役員会	社公民館	本年度の反省、来年度の活動等
	5月19日（月）	第1回 加東市青少年センター運営協議会	加東市役所	前年度の事業報告、本年度の活動方針等
	12月中旬	第2回 加東市青少年センター運営協議会	加東市役所	本年度上半期事業報告等
	5月19日（月）	加東市青少年問題協議会	加東市役所	青少年の総合的施策樹立にむけた情報交換
	5月9日（金）	県青少年補導センター連絡協議会総会第1回理事会（所長会、会長会）	明石市	前年度の事業報告、本年度の活動方針等
	6月6日（金）	県青少年補導センター連絡協議会第2回理事会（所長会）	宝塚市	県補連大会・表彰、所長1日研修会等
	9月24日（水）	県青少年補導センター連絡協議会第3回理事会（所長会）	上郡町	所長・会長1日研修会、県補連大会、来年度の予定等
	8年2月13日（金）	県青少年補導センター連絡協議会第4回理事会（所長会）	神戸市	本年度の事業報告、来年度の活動計画等
	5月16日（金）	北播磨補導委員連絡協議会総会・第1回理事会	多可町	前年度の事業報告、本年度の活動方針等
	7月3日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第2回理事会	西脇市	北播磨統一補導活動、情報交換
	9月4日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第3回理事会	加西市	合同研修会の検討、情報交換
	11月6日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第4回理事会	小野市	合同研修会、北播磨統一補導活動、情報交換
	8年3月12日（木）	北播磨補導委員連絡協議会 第5回理事会	加東市役所	本年度の事業報告、来年度の活動計画等
	4月17日（木）	青少年非行対策等連絡会議	神戸市	県事業説明・研修会
	6月18日（水）	北播磨青少年本部会議	社総合庁舎	新年度の活動方針
	10月31日（金）	北播磨青少年育成スクラム会議	小野市	青少年の健全育成等・北播磨青少年本部長表彰式
	6月20日（金）	加東市ネット見守り隊第1回連絡会	加東市役所	新年度の活動について
	7月18日（金）	加東市ネット見守り隊研修会	社公民館	情報モラル研修
	8年3月中旬	加東市ネット見守り隊第2回連絡会	加東市役所	本年度の活動総括
	7月15日（火）	第1回 学校・警察連絡会	加東市役所	学校と警察の連携、情報交換
	12月12日（金）	第2回 学校・警察連絡会	加東市役所	学校と警察の連携、情報交換
補 導 活 動	5月3日（土）	加東市花まつり・鮎まつり特別補導	闘竜灘周辺	会場周辺の補導活動
	7月12日（土）	北播磨補導委員統一活動（特別補導）	市内	市内一斉補導活動
	8月30日（土）	加東市夏のおどり特別補導活動	ステラパーク	会場周辺の補導活動
	10月11日（土） ～12日（日）	佐保神社秋祭り特別補導活動	佐保神社	会場周辺の補導活動
	12月6日（土）	北播磨補導委員統一活動（特別補導）	市内	市内一斉補導
	8年3月14日（土）	加東市花火大会特別補導活動	東条湖周辺	会場周辺の補導活動
研 修 関 係	5月～	防犯教室	市内小中学校等	児童・生徒・教職員向け防犯教室
	6月～	加東市ネット見守り隊研修事業	市内小中学校等	児童・生徒・保護者・教員等向け情報モラル教室
	7月25日（金）	県青少年補導センター所長一日研修会	神戸市	情報交換会
	9月29日（月）	加東市青少年補導委員研修会（移動研修）	県立山の学校	施設見学・業務内容の説明
	10月24日（金）	第58回県青少年補導委員大会・研修会	三木市	表彰・講演
	11月中旬	県青少年補導センター所長一日研修会（中止）		研修会
	11月29日（土）	北播磨青少年健全育成関係機関・団体合同研修会	社公民館	表彰・講演会
	8年2月13日（金）	青少年補導センター所長研修会（県青少年課）	神戸市	理事会終了後、午後研修
	8年2月初旬	加東市青少年補導委員研修会	社公民館	未定
啓 発	7月12日（土）	万引き防止・インターネット対策等チラシ配布	市内	イオン社店ほか4店
	10月29日（水）	広報誌「育」はぐくみ46号配布	市内	市内全戸配布
	12月6日（土）	万引き防止・インターネット対策等チラシ配布	市内	イオン社店ほか4店

加東市青少年補導委員の活動状況等

加東市青少年補導委員会は、子どもの見守り活動をはじめ、催し物会場における特別補導活動や子どもに有害な環境実態の調査活動等を通じて、青少年の健全育成に努めています。

1 加東市青少年補導委員会

青少年補導委員設置の根拠は、加東市青少年センター条例第6条に規定されています。

青少年補導委員は、自治会から居住者の多少に応じて割り当てられた人数を、それぞれの区長・自治会長から推薦された70名の委員が、3支部11班に分かれて青少年の健全育成のために活動しています。

各支部の班長から各支部長を互選し、更に支部長3名の中から会長1名、副会長2名を互選しており、現在は東条支部長が会長に、滝野支部長と社支部長が副会長となっています。

2 街頭補導活動の実施

各支部、班単位で、定期的な夜間の補導活動を行っているほか、日常生活を通じた「ながら見守り」を行っています。

補導委員からは、夜間子どもの姿を見かけないとの報告を受けています。

3 催し物会場における特別補導活動

まつりやおどりといった催し物に伴い、会場周辺における特別補導を行いました。特異事項なく、無事終了しています。

5月 3日(土) 花まつり・鮎まつり

8月30日(土) 加東市夏のおどり

10月11日(土) 佐保神社秋まつり(宵宮)

10月12日(日) 佐保神社秋まつり(本宮)

※ 例年、8月に開催されている「加東市花火大会」は、本年度は、令和8年3月7日(土)に開催される予定です。

4 街頭啓発活動の実施

例年、北播磨補導委員連絡協議会の統一活動として、市内の量販店において、少年非行防止やインターネットの正しい利用、薬物乱用防止を市民に呼び掛けるため、街頭キャンペーンを実施しており、7月12日(土)に第1回街頭キャンペーンを、12月6日(土)に第2回の街頭キャンペーンを実施しました。

※ 北播磨補導委員連絡協議会

三木市、西脇市、小野市、加西市、多可町、加東市の5市1町からなる補導委員会の連合組織で、統一活動として年2回の街頭キャンペーン、年6回の会議等を通じて北播磨地域における連携した活動を実施しています。

5 会議・研修会の開催

4月10日(木)には、加東市青少年補導委員会総会を開催し、新年度の活動計画について確認を行いました。

また、役員会、支部連絡会を定期的に開催し、子どもの安全を守るための情報共有を図っています。

更に、各支部における、各地域の学校・PTA（PTCA）、警察署、防犯協会、保護司会等による合同研修会を6月に開催し、各地域における青少年に関わる情報の共有化を図りました。

7月18（金）日には加東市ネット見守り隊研修会に参加し、子どもを巡る情報の共有や、ネットに関する最新の情報の入手に努め、子どもの見守り活動に反映しています。

また、年1回、北播磨補導委員連絡協議会の各市町の持ち回りで「北播磨青少年健全育成関係機関・団体合同会」を開催しており、本年度は、加東市青少年補導委員会が当番市として、以下の内容で研修会を開催しました。

11月29日（土）

社公民館 研修室

講演 講師 一井 彩子 氏

内容 命の大切さを考える

～子どもたちを 被害者にも 加害者にもしないために～

6 子どもに有害な環境実態の調査

青少年健全育成強化月間の取り組みの一環として、青少年の健全な成長に悪影響を及ぼすおそれのある、有害図書や玩具類等の販売実態等の調査を実施しています。

7 兵庫県青少年補導委員連合会、北播磨補導委員連絡協議会との連携

兵庫県青少年補導委員連合会、北播磨補導委員連絡協議会の会員として、当市の会長が会議に出席して情報交換を行っています。

加東市内の事案発生状況

ひょうご防犯ネット・新聞報道

通番	日 時	場 所	事 案	内 容
1	4月10日(木) 午後4時頃	加東市 天神県道75号付近	不審者	自転車に乗車した男が、徒歩で通行中の女子中学生をチラチラと見ながら後方から追いつき、その後女子中学生を見ながら周辺を徘徊していたものです。不審者は、年齢20歳～30歳くらい、色白、上衣灰色の長袖、下位灰色のズボン、白色マスク、ベージュ色キャップ帽着用 of 外国人風の男で、いずれかに立ち去りました。
2	4月24日(木) 午後3時10分頃	加東市 木梨1151番地付近	無断撮影	徒歩で通行中の女子小学生に対して、スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。行為者は、黒色短髪、茶色と黒色のサングラスを着用し、白色の車に乗った男で、いずれかに走り去りました。
3	4月30日(水) 午後3時10分頃	加東市 喜田41番地先	無断撮影	徒歩で通行中の男子小学生に対して、スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。行為者は、若い感じ、外国人風、短髪、シルバー色の車に乗った男で、いずれかに走り去りました。
4	6月5日(木) 午後4時30分頃	加東市 社167番地所在 公園内	無断撮影	公園にいた女子小学生に対して、声をかけた後スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。 行為者は、小太り、薄い黒色シャツ、灰色ズボンを着用した外国人風の男と、小太り、メガネ、黒色上衣、青色ズボンを着用した外国人風の男です
5	7月3日(木) 午前7時19分頃	加東市 社167番地付近	無断撮影	徒歩で通行中の女子小学生らに対して、スマートフォンを向けて撮影する素振りをしたものです。 行為者は、年齢40～50歳くらい、身長160～170センチくらい、白色半袖シャツ、黒色ズボンを着用した男で、いずれかに立ち去りました。
6	11月16日(日) 午前10時10分頃	加東市 上滝野1340番地1	窃盗 (検挙)	中学生が自転車前かごにショルダーバッグを置いたまま自転車から離れている間に、ショルダーバッグが盗まれる事件が発生しました。110番通報で駆け付けた加東警察署員が付近で犯人を発見・逮捕しています。
7	11月16日(日) 午後5時30分頃	加東市 北野32付近	不審者	女子高校生が徒歩で通行中、男性が乗車した車に追い抜かれた後、引き返してきた同車両とすれ違い、その際、乗車中の男性が微笑んできたものです。 不審者は、黒色短髪、外国人風の男性で、車に乗車し、いずれかに立ち去りました。

○加東市青少年センター規則

平成 18 年 3 月 20 日
教育委員会規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加東市青少年センター条例(平成 18 年加東市条例第 89 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(青少年補導委員)

第 2 条 加東市教育委員会が補導活動の推進を図るために委嘱する青少年補導委員(以下「補導委員」という。)は、70 人以内で組織する。

2 補導委員は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 青少年補導及び青少年教育に熱意、関心が深く、積極的に補導活動ができること。
- (2) 市内に住所又は勤務場所があること。

3 補導委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補導委員の任務)

第 3 条 補導委員は、青少年センターの業務計画に基づき、早期発見、街頭補導、補導業務の連絡調整等に参加奉仕するものとする。

(補導委員会)

第 4 条 条例第 6 条の規定による補導委員の活動の円滑を期するため、補導委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、条例第 6 条の規定による補導委員をもって構成する。

(委員会の役員)

第 6 条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人

(委員会役員の任務)

第 7 条 会長は、会を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、これを代行する。

(委員会役員の任期)

第 8 条 委員会役員の任期は、補導委員の任期とする。

(委員会の会議)

第 9 条 総会は、年 1 回以上開き、活動計画の審議及び委員会運営上必要な事項を議決する。

2 役員会は、総会委任事項及び委員会の運営に必要な事項を審議する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに合併前の加東郡少年補導センターの設置及び運営に関する条例施行規則(昭和 53 年加東郡教育委員会規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○加東市青少年センター条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 89 号

(設置)

第 1 条 青少年補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに、その健全な育成を図るため、加東市青少年センター(以下「青少年センター」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 青少年センターは、加東市社 50 番地に置く。

(平 25 条例 31・一部改正)

(事業)

第 3 条 青少年センターは、第 1 条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 青少年の非行防止のため街頭補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の健全育成及び環境浄化に関すること。
- (3) 補導委員の研修に関すること。
- (4) 情報資料の整備及び広報活動に関すること。
- (5) 関係機関及び各種団体との連絡協調に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(職員)

第 4 条 青少年センターに所長、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、所長の命を受け、必要な業務を処理する。

(運営協議会)

第 5 条 青少年センターにおける各種の企画実施について、前条に掲げる業務を適切かつ的確に運営するため、その機関として加東市青少年センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及び民間有識者等の代表者のうちから教育長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に会長を置き、教育長をもって充てる。

6 協議会の会議は、年間 2 回以上開くものとし、会長がこれを招集する。

(青少年補導委員)

第 6 条 青少年センターの業務計画に基づいて、早期発見、早期補導等の業務に従事させるため青少年補導委員を置く。

2 前項の委員は、加東市教育委員会が委嘱する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに合併前の加東郡少年補導センターの設置及び運営に関する条例(昭和53年社町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月3日条例第31号)

この条例は、平成26年2月24日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成26年2月17日から施行する。